

## 12. 通報・相談窓口について

◆不正の通報・相談については「国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程」に則して受け付けています。

「国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程」は、本学HPに掲載してありますのでそちらをご覧ください。

[ <https://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h19tei310014.html> ]

### <通報者の保護について>

- ◇ 規程5条により、通報は顕名により行われるものとなっています。
- ◇ 規程6条には、通報内容や通報者の秘密保持、調査結果の公表までの通報者及び被通報者の調査関係者以外への漏洩防止が規定されています。
- ◇ 悪意に基づく通報があった場合、通報者の氏名の公表や刑事告発等を行う場合があります。
- ◇ 悪意に基づく通報でない限り、単に通報したことを理由に解雇等の不利益な取り扱いはいりません。

### <通報の内容について>

不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等の内容を明示し、かつ、不正とする科学的・合理的理由を記載し、指定の様式により提出してください。

### <通報・相談窓口>

【担当】財務・研究推進部 研究・連携推進課長

(連絡先：042-329-7909)

(FAX：042-329-7128)



### <郵送で通報・相談する場合の郵送先>

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1

国立大学法人東京学芸大学 財務・研究推進部 研究・連携推進課



### <電子メールで通報・相談する場合のメールアドレス>

以下の専用アドレスを用意しています。

財務・研究推進部 研究・連携推進課：kenq24@u-gakugei.ac.jp



### <直接来学して通報・相談を行う場合の連絡先>

事前に御一報くださいますようお願いいたします。

(連絡先：042-329-7909)

